

短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕事業所運営規程

社会福祉法人 きたば会

特別養護老人ホーム なつあけの里ささゆり苑短期入所生活介護事業所

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人きたば会が開設する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供することを目的とする。

（指定短期入所生活介護の運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を実施し、要介護者の心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 上記の他、事業の運営にあたっては「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」を遵守する。

（介護予防短期入所生活介護の運営の方針）

第3条 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を実施し、要支援者の心身機能及び生活機能の維持向上を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 上記の他、事業の運営にあたっては「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」を遵守する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム なつあけの里ささゆり苑短期入所生活介護事業所
所在地 和歌山県有田郡広川町上津木字夏明 1464 番地の4

第2章 職員の種類、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する。)

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行い、自らも事業の提供にあたるものとする。

一介護計画(介護予防計画)の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。

二利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等介護支援事業者等との連携に関すること。

三職員に対し、具体的な援助目的及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

四従業員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(2) 医師 必要数

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(4) 介護職員 30名以上(常勤換算方法)

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(5) 看護職員 3名以上(常勤換算方法)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

食事の献立作業、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の改善、またはその減退を予防するための訓練を行う。

第3章 利用定員

(事業の利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

併設型ユニット型短期入所生活介護（Ⅰ） 利用定員 10名

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の介護
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、広川町、湯浅町、有田市、有田川町とする。

(説明及び同意)

第9条 事業所は、サービス提供の開始に際して、利用者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

(利用料金等の受理)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。

2 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

利用者の所得段階				
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	通常 (第 4 段階)
介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,500 円

- (1) 食費（1日あたり）

(2) ユニット型個室費（1日あたり）

利用者の所得段階				
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	通常 (第 4 段階)
介護保険負担限度額認定証に記載されている額				
880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円

(3) 入所者が選定する特別食の費用

(4) 理美容代

(5) 日常生活のうち、洗濯、娯楽費等入所者が負担することが適当と認められるもの

(6) 第8条における通常の事業実施地域を超えて行う事業に要した送迎の費用

① 通常の事業実施地域の境から自宅まで 片道 一律 500円

なお、有料道路を使用した場合の交通費は実費を徴収する。

3 サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(サービス提供書の交付)

第11条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合には、

サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第12条 職員は、利用者に対し職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は、他の迷惑にならないように利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等の対応)

第13条 事業所は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合については、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知すると共に、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は消防法に定める防火管理者の届出を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、保管する。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求めがあった場合、または市町村職員からの質問・照会のあった場合は、それに応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第16条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、事故発生防止委員会規程に沿った必要な措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針（事故発生防止委員会規程）を整備する。

(2) 事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び、介護職員及びその他の職員に対する研修を定期的に行う。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(安全運転管理者の届出)

第17条 事業所は、道路交通法に定める安全運転管理者の届出を行う。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 事業所は、事業の提供に当たって、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ない場合とは、次の三の条件をすべて満たすことが必要で「身体拘束廃止委員会」等のチームでの検討、確認を必要とし、又利用者や家族に対し身体拘束の内容等を詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。

- (1) 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3 第 2 項の理由により緊急やむを得ず身体拘束を行った場合、身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(衛生管理等)

第 19 条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 20 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 22 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を確保する。

(秘密保持)

第 23 条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第 24 条 事業の運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録の整備)

第 25 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第 26 条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

附 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 8 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。